大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱

参考資料１

（設置）

第１条　大阪府における依存症者の支援に関することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　連携会議においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

（１）依存症者支援に関すること

（２）大阪アディクションセンター（以下「OAC」という。）に関すること

（組織）

第３条　連携会議は、依存症者を支援する団体等から、大阪府こころの健康総合センター所長が選任した委員をもって構成する。

２　連携会議の委員の総数は、25人以内とする。

３　連携会議の委員の任期は、原則として２年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　連携会議には、委員の互選による会長を置く。

（部会）

第４条　専門的な事項を協議・検討するために、連携会議に部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

２　部会は、大阪府こころの健康総合センター所長が選任した委員をもって構成する。

３　部会の委員の総数は15人以内とする。

４　部会の委員の任期は、原則として１年とする。

５　部会には、部会長を置くこととし、会長と協議の上、大阪府こころの健康総合センター所長が指名する委員をもってこれに充てる。

６　部会の所管事項に関しては、別途定める。

（会議）

第５条　連携会議及び部会は、大阪府こころの健康総合センター所長が招集し、それぞれの会議の主宰は会長及び部会長が行うこととする。

２　会長及び部会長が不在のときは、会長及び部会長が予め指名する委員が、その職務を代理する。

３　連携会議及び部会の委員に支障があるときは、委員として代理人が出席することができる。

４　連携会議及び部会は、原則として公開とする。ただし、会議の公開に関する指針３のただし書きに基づき、会長及び部会長の判断により非公開とすることができる。

５　大阪府こころの健康総合センター所長が必要と認めるときは、依存症者支援にかかる知見を有する委員以外の者を参考人（以下「参考人」という。）として出席を求めることができる。

（守秘義務）

第６条　連携会議及び部会の委員並びに参考人は、活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（謝礼及び費用弁償）

第７条　委員及び参考人の謝礼金の額は、日額6200円とし、歳出科目は報償費とする。

２　委員及び参考人の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の額相当とする。

（事務局）

第８条　連携会議及び部会の事務局は、大阪府こころの健康総合センター事業推進課に置く。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、連携会議及び部会の運営に関し必要な事項は、大阪府こころの健康総合センター所長が定める。

附　則

この要綱は、平成2９年 4月 1日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成30年 ６月 1日から施行する。